

妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査（産後 2 週間及び産後 1 か月）・ 1 か月児健康診査、費用の払い戻しについて

里帰り出産などで、館林市と契約をしていない医療機関で妊婦健康診査や新生児聴覚検査、産婦健康診査（産後 2 週間及び産後 1 か月）、1 か月児健康診査を受診されるかたに対して、健康診査費用等の一部を払い戻ししています。

1. 払い戻しの流れ

受診の際、医療機関窓口へ通知文（医療機関宛て）と各受診票を提出する



健康診査・検査費用を全額支払い、領収書及び結果が記載された受診票を受け取る



子育て世代包括支援センターかるがも相談室（保健センター内）にて
払い戻しの手続きを行う（下記 4.を参照）



口座へ助成金が振り込まれる（1 か月程度かかります）

2. 払い戻し金額

各受診票に記載されている上限額と実際に支払った額のいずれか少ない額となります。

3. 手続き方法

年度末（3月31日）までに必要書類を添えて、子育て世代包括支援センターかるがも相談室（保健センター内）に申請してください。なお、3月末まで健診を受ける予定のかたは、事前にご相談ください。

4. 手続きに必要なもの

①領収書・明細書の原本（確認後、返却）

※医療機関名・医療機関の住所・代表者名の押印のあるもの。レシート不可。

※健康診査、検査内容の分かるもの（明細書）も必ずお持ちください。

※新生児聴覚検査は、検査費用が明確にわからない場合、払い戻しの対象外となります。

②受診票（医療機関で結果の記載が済んでいるもの）

③申請書（請求金額、給付額内訳は記入しないでください。）

④母子健康手帳

⑤印鑑

⑥振込口座がわかるもの（通帳）

※産婦健康診査は、産後 2 週間および産後 1 か月での産婦に対する健康診査が対象となり、①健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）、②体重・血圧測定、③尿検査（蛋白・糖）、④エジンバラ産後うつ病質問票等の全項目を実施した場合のみが助成となりますので、ご注意ください。

<問合せ>

館林市子育て世代包括支援センター かるがも相談室（保健センター内）
館林市仲町 14-1 TEL 0276（80）1152

